

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る 事業者指定等に関する事務処理要領

第1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る障害福祉サービス事業者の指定及び施設指定に関する事務取扱については、障害者総合支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月28日福島県条例第90号。以下「基準条例」という。）、福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月31日福島県規則第62号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 障害者総合支援法に係る指定障害福祉サービス事業等の指定の申請等に係る様式

1 申請

施行細則第2条に定める申請書は、指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設指定相談支援事業者 指定（更新）申請書（様式第1号）とする。

2 誓約書

施行細則第2項に定める誓約書は、障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第2号）とする。

3 指定の変更申請

施行細則第2条の2に定める特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続A型、就労継続B型）及び指定障害者支援施設が指定の変更をする申請書は、指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設 指定変更申請書（様式第2号の2）とする。

4 変更届及び廃止・休止・再開

施行細則第4条第1項に定める変更の届出は、変更届出書（様式第3号）とする。同第4条第2項に定める届出は、廃止・休止・再開届出書（様式第4号）とする。

5 指定の辞退

施行細則第4条第2項に定める指定の辞退の届出は、指定辞退届出書（様式第4号の2）とする。

6 事業の開始・変更・廃止・休止

施行細則第12条に定める事業の開始の届出は、（様式第5号）とする。また、同第12条に定める事業の変更の届出は、事業変更届（様式第6号）とする。さらに、同第12条に定める事業の廃止・休止の届出は、事業廃止・休止届出書（様式第7号）とする。

第3 障害者総合支援法に係る指定障害福祉サービス事業等の指定の申請

障害者総合支援法に係る指定障害福祉サービス事業所並びに指定施設支援施設（以下、

「事業所等」という。) の指定申請書は、指定を受けようとする事業所又は施設の所在地を管轄する県保健福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

また、申請者は、第4に定める「指定申請に係る必要(添付)書類一覧表」(以下「一覧表」という。)に記載の必要書類について、チェック欄に確認した旨をチェックの上、一覧表の番号順に揃え、その一覧表と共に申請するものとする。なお、この際のチェックの印については、押印、レ点での記入等その記入の仕方は問わない。

第4 申請書の添付書類

第2の申請書等に添付する書類は、別紙の一覧表のとおりとし、様式については、一覧表に付随して示す参考様式のとおりとする。なお、参考様式に示す項目を全て満たしていれば、別様式でも可とする。

第5 障害者総合支援法に係る指定障害福祉サービス事業等の変更等の届出

障害者総合支援法に係る事業所等の変更の届出は、第3と同様の取り扱いとする。また、廃止(休止、再開)届出も同様とする。

第6 更新

障害者総合支援法に係る事業所等の更新は、第3と同様の取り扱いとする。なお、添付書類は一覧表の別表のとおりとする。

第7 指定の標示

障害者総合支援法に基づき指定を受けた事業所等の申請者は、その旨を当該指定に係る事業所等の見やすい場所に標示するものとする。

第8 各種加算等に係る届出

障害者総合支援法に基づき指定を受けた者は、各種加算等の届出書を遅滞なく、第2と同様に提出するものとする。また、届出内容の変更については、第4と同様に提出するものとする。

なお、届出様式については、一覧表の様式のとおりとする。

(附則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

平成14年11月29日付け施行の「支援費制度に係る事業者・施設指定に関する事務処理要領」は廃止する。

(附則)

この要領は、平成21年3月26日から施行する。

(附則)

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成24年10月23日から施行する。

(附則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和7年10月1日から施行する。